

平成 19 年 2 月 2 日
四 国 財 務 局

高松信用金庫に対する行政処分について

- 1 .高松信用金庫(本店：高松市)については、営業店において多額の預金等の着服・流用の不祥事件が発生したことから、信用金庫法第 8 9 条第 1 項において準用する銀行法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、同金庫の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分で、営業店における相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
- 2 .このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第 8 9 条第 1 項において準用する銀行法第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化

理事会及び監事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立

営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

内部監査部門の充実・強化による実効性の確保

上記 に関する業務改善計画を平成 1 9 年 3 月 2 日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第二課

0 8 7 - 8 3 1 - 2 1 3 1